

令和3年1月13日

学生のみなさんへ

副学長（教育担当） 宮下 俊也

近畿2府1県（大阪・京都・兵庫）に緊急事態宣言が発令された場合の
授業・試験・ゼミ等の実施について

新型コロナウイルス感染症拡大が止まらず、関東の一都3県に続き、近畿2府1県（大阪・京都・兵庫）においても緊急事態宣言が発令される見通しですが、緊急事態宣言が発令されたとしても、大学に対しては休業の要請はなされない見通しですので、後期における授業・ゼミ等の「後期レベル3」の変更は行いません。

今学期の授業・試験・ゼミ等については、引き続き感染防止対策を講じた上で、学期の終わりまで対面と非対面を併用する形を継続していきます。

なお、今後、授業科目等によっては、実施方法を変更する場合がありますので、大学からの下記連絡・掲示等を、毎日必ず確認するようにしてください。

- ・大学からのメール
- ・各授業科目のLMS（Moodle、全学ポートフォリオシステム等）
- ・大学ホームページ（休講情報一覧、補講情報一覧、集中講義情報一覧、定期試験一覧）

以上